

公立大学法人岩手県立大学の役員に対する報酬等の支給の基準の一部改正について

1 委員会で審議する趣旨

地方独立行政法人法の規定により、知事から公立大学法人岩手県立大学に係る役員等の報酬の基準の一部が改正された旨、通知があったことから、委員会としての知事に対する意見について審議いただくもの。

2 公立大学法人岩手県立大学役員の給与等の支給に関する規程の一部改正

(1) 一部改正の趣旨

ア 常勤の役員に対する給与の種類に寒冷地手当を追加するもの。

イ 施行日は、別に定める日とするもの。

※「別に定める日」は、別途、細則により定める（新規制定）。具体的には、寒冷地手当が支給される月の初日の「令和 7 年 11 月 1 日」から施行する。

(2) 規程の一部改正の新旧対照表

改正前	改正後
（給与の種類） 第 2 条 役員の給与は、常勤の役員については報酬<u>及び</u>通勤手当とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。 （給与の支給の基準等） 第 3 条 [略] 2 通勤手当の額は、公立大学法人岩手県立大学就業規則第 2 条第 1 項に規定する職員（以下「職員」という。）の例による。 3～5 [略] （常勤役員の給与の支給方法等） 第 4 条 報酬<u>及び</u>通勤手当の支給方法については、職員の例による。ただし、常勤の役員が月の中途において就任し、又は退任した場合は、当該役員の報酬については、その月の現日数を基礎として日割りにより計算する。	（給与の種類） 第 2 条 役員の給与は、常勤の役員については報酬、<u>通勤手当及び寒冷地手当</u>とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。 （給与の支給の基準等） 第 3 条 [略] 2 通勤手当<u>及び寒冷地手当</u>の額は、公立大学法人岩手県立大学就業規則（平成 17 年規則第 2 号）第 2 条第 1 項に規定する職員（以下「職員」という。）の例による。 3～5 [略] （常勤役員の給与の支給方法等） 第 4 条 報酬、<u>通勤手当及び寒冷地手当</u>の支給方法については、職員の例による。ただし、常勤の役員が月の中途において就任し、又は退任した場合は、当該役員の報酬については、その月の現日数を基礎として日割りにより計算する。

(3) 規程の一部改正の理由

役員の報酬等の基準は、国や地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人等の役員の報酬等を考慮して定めなければならないこととされている。(地方独立行政法人法第56条第1項の規定で準用する同法第48条第3項)

令和6年度の県の給与改定において寒冷地手当の制度改正が行われたこと等を踏まえ、東北地区の他公立大学等や県の特別職（知事、副知事、県議会議員等）の取扱いとの均衡を考慮し、常勤の役員に寒冷地手当を支給することとするもの。

【地方独立行政法人の役員の報酬等の基準に関する手続き】

地方独立行政法人は、報酬等の支給基準を決定又は変更したときは、知事に届出をし、公表しなければならない。

知事は、届出があったときは、評価委員会に通知し、評価委員会は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、地方独立行政法人の業務の実績その他の事情に照らし、適正かどうかについて、意見があれば知事に申し出ることとされている。

○地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）抜粋

（役員の報酬等）

第 48 条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第 56 条第 1 項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第 26 条第 2 項第 3 号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

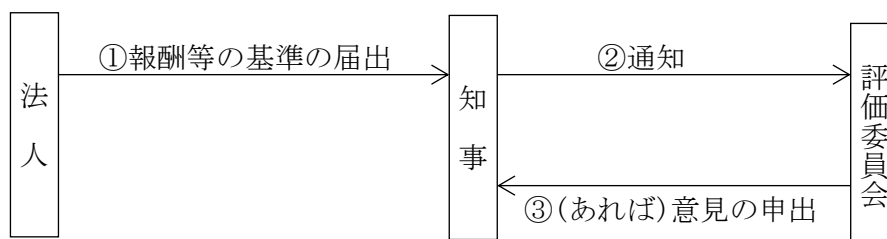
第 49 条 設立団体の長は、前条第 2 項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第 3 項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

（準用）

第 56 条 第 48 条及び第 49 条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第 48 条第 3 項中「給与を参酌し、かつ」とあるのは「給与」と、「実績及び認可中期計画の第 26 条第 2 項第 3 号の人件費の見積り」とあるのは「実績」と読み替えるものとする。

2 第 50 条第 1 項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。



【他の公立大学法人等に係る報酬等の状況】

法 人 名	手当の種類
公立大学法人 青森県立保健大学	通勤手当、期末手当、勤勉手当、 寒冷地手当
公立大学法人 青森公立大学	通勤手当、期末手当、 寒冷地手当
公立大学法人 宮城大学	通勤手当、期末特別手当、地域手当
公立大学法人 秋田県立大学	なし
公立大学法人 国際教養大学	通勤費
公立大学法人 秋田公立美術大学	期末手当、 寒冷地手当
山形県公立大学法人 (山形県立米沢栄養大学)	通勤手当、山形県公立大学法人職員給与規程に基づくその他手当 (寒冷地手当含む)
公立大学法人 山形県立保健医療大学	通勤手当、公立大学法人山形県立保健医療大学職員給与規程に基づくその他手当 (寒冷地手当含む)
公立大学法人 福島県立医科大学	通勤手当、期末特別手当、 寒冷地手当
公立大学法人 会津大学	通勤手当、期末特別手当、 寒冷地手当
国立大学法人 岩手大学	通勤手当、期末特別手当、 寒冷地手当
県特別職（知事・副知事・ 県議会議員等）	通勤手当、期末手当、 寒冷地手当
地方独立行政法人 岩手県工業技術センター	通勤手当、期末手当、 寒冷地手当